

令和 5 年度第 8 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 11 月 10 日（金）

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階（中会議室）

3. 開会 令和 5 年 11 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	3 番	上野 美登
4 番	菊本 耕二	5 番	吉田 一明	6 番	池上 一也
7 番	宮本 静子	8 番	坂本 敦子	9 番	坂井 隆浩
10 番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	濱崎 伸二		

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

土山 道直

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 29 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 30 号 非農地証明交付申請について
- ・ 議案第 31 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会補欠委員の推薦について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席
ただ今から令和5年度第8回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。

中嶋会長から推進委員さんのおひとりおひとりへ委嘱状を差し上げますので、呼ばれた方はその場にお立ちください。

- ・福本親康（ふくもと　ちかやす）さん　　・福田政司（ふくだ　まさし）さん
- ・池上春男（いけがみ　はるお）さん　　・平木誠志（ひらき　せいし）さん
- ・木原大介（きはら　だいすけ）さん　　・城戸祐樹（きど　ゆうき）さん
- ・土山道直（つちやま　みちなお）さん　・濱崎伸二（はまさき　しんじ）さん

それでは、ここで新たに農業委員さん推進委員さんが一同に介して初めての会議というふうになりますので、自己紹介をしたいと思います。

まず、事務局の方から、（事務局長→前田→濱井→馬場）

続きまして農業委員の皆様から順番に。（農業委員⇒推進委員）

皆様ありがとうございました。このメンバーでこの3年間力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ここで、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

再度　あはようございます。先ほどある程度お話をしましたんで、あれなんですけど、今日が先ほども言いましたとおり第1回目というところで、この後若干事務局の方から、勉強を兼ねてですね、説明があるかと思えます。はっきり言って分からないことはですね、ほとんどだと思えます。分からん時はですね、今日　夜も懇親会がありますんで、まあそこでも昨年までされてる方もおられますので、話が出来れば、ちょっと勉強できればと思えます。最初は　ポーとして話を聞いてるだけとかという感じで思っております。事務局がちゃんとおりますので、分からないときは、聞いていただけたらと思えます。一応　質問する時はですね、手を挙げて質問していただけたらと思えます。

今日は、令和5年度第8回の定例総会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉田事務局長)

ここから、会議に入っていくんですけど、先ほど会長からありました通り　ちょっと事務局の方で時間を頂戴いたしまして、本当もう掻い摘んでの話になりますけど、今日やる事とか農業委員さんがどういう事をやるのかという簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。・・・・・・・・

それでは、本日の欠席委員のご報告からいたします。本日は、委員の全員出席いただいておりますので、本日は、出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となり

ますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 29 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・議案第 30 号 非農地証明交付申請について
- ・議案第 31 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会補欠委員の推薦について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 7 番 宮本委員 8 番 坂本委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1 ページです。「報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 10 番から 14 番になります。

これは、農地の賃貸借契約を結んだ農業者と土地の所有者が、双方の合意により解約しようとする場合、農業委員会に届けなければならないということに基づいて届け出があったものでございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ですが、以上で、報告第 9 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

(中嶋会長)

なければ、報告第 9 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。3 ページです。「議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次の

とおりに提出いたします。議案書の3ページから8ページ、受付番号20番ですので、5ページを開いていただくと分かると思います。

先ほどもちょっと説明がありましたけれども、農地法第3条の許可といいますのは、農地を耕作目的で、売買もしくは賃貸借をする場合、農地を農地のまま所有権を移転するようなもので、農業委員会の許可を要するため行われるものです。

それでは、内容を説明します。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。別冊の説明資料の1ページから3ページを併せてご覧いただきたいと思います。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転というふうになっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積108,270㎡、農作業歴60年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、米すり機1台、乾燥機3台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度というところでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するというところでございます。

以上、受付番号20番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を、まずは、農業委員の3番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

3番の上野です。議案書は7ページをご覧ください。申請地は月華苑の西側、菜切川の手前になります。もうひとつ資料の議案説明資料は1ページをご覧ください。権利取得後の利用状況に経営面積は、108,270㎡ 農作業歴は60年 機械の保有状況も申し分ありませんでした。現在も申請者が耕作されていて今後もすべての農地を耕作されるということですので、問題ないと思われれます。ご審議の程お願いいたします。

(中嶋会長)

続きまして、担当推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

推進委員の福本です。ただいま説明がありました通り、経営面積、農作業歴、機械保有状況も申し分なく、今後もすべての農地を耕作されるということですので、問題はないと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

続きまして、農業委員の上田委員にも説明お願いいたします。

(上田委員)

10 番の上田です。申請地は塩屋バイパスの東側と月華苑の北側にあります。現況の写真で分かりますとおり、現在もきれいに管理されており認定農業者の方が購入されて、すべての農地を耕作されるということで、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。続きまして木原推進委員の方にご意見をお願いします。

(木原推進委員)

担当の木原です。先ほど上田委員からも話がありました通り、作られる方は認定農業者です。ので、ますますいい事だと思います。よろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。事務局、並びに農業委員・推進委員さんからの説明がありました。この件につきまして 何かご質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。採決をするときは挙手をお願いします。議案第 26 号 受付番号 20 番について、原案のとおり決定よろしいでしょうか。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 20 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。10 ページです。「議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 10 ページから 12 ページ、受付番号 2 番になります。こちらも補足で説明しますと、農地法第 4 条の許可は、自己所有の農地を、農地以外のものへ転用する場合に必要な許可で県知事の許可が必要です。農業委員会では、県知事に対し意見を述べる必要があるため、審議をするものです。

それでは内容に移らせていただきます。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、赤田公民館の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5・6 ページを併せてご覧ください。この件につきましては、現況として、九州電力の鉄塔建設地の隣地で、工事車両の駐車場として一時転用許可があつている農地で、今砂利の方が埋設してあります。

今回、土地所有者が近隣住民から貸駐車場として借用できないかとの要望があつたため、現状のままで貸駐車場として利用したいというのが申請理由です。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため該当はございません。

計画面積の妥当性につきましては、10 台分の貸駐車場として適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、現況のまま利用するため影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。以上、受付番号 2 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 10 番 上田委員にお願いいたします。

(上田委員)

はい、10 番の上田です。申請地は赤田公園の北側で隣接地に九電の高圧送電線の鉄塔が建っております。説明資料の 6 ページをご覧ください。現況は鉄塔工事の工事車輛の駐車場として利用されているため砂利が敷かれております。これに関して一時転用の許可があるという事です。今回の申請目的は、この現況を利用して貸し駐車場に利用したいという事で、周辺には住宅が複数あり、実際の駐車場に不便を来たされている方がおられるとのことで、また隣接する農地はないため影響はないと思われまます。ご審議の程よろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の木原推進委員にご意見を伺います。

(木原推進委員)

推進委員の木原です。今 上田委員の方からありました様にもともとは農地なんですけども、九電の鉄塔を工事するために近くのその申請があつてる農地を借られて駐車場として利用されたという事で転用可能な地区の農地ということで、農地に戻さずにそのまま使用したいということで改めて申請をしたいということですのでそのままされても別段支障はないかと思われまますので、よろしく審議をお願いします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。事務局、農業委員また担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。 受付番号 2 番について、賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成です、受付番号 2 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。13 ページです。議案第 28 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 13 ページから 16 ページ、受付番号 15 番になります。

先ほども言いましたけど、農地法第 5 条の許可は、他の所有者が所有する農地を、売買もしくは貸借して、農地以外のものへと転用するものをいいます。こちらも県知事の許可が必要となりますので、農業委員会で審議して県知事に意見を送付します。

それでは内容に移ります。15 ページを見てください。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、高浜町営住宅の東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 から 9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である為、第 1 種農地と判断しており、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。今回の例外要件につきましては、農地法第 4 条第 6 項第 1 号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ及び同法施行規則第 33 条第 4 号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域におきまして居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に設置されるもの、いわゆる、集落接続にあたるため不許可の例外に該当すると思われております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査通知の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 12 月 20 日より着工予定、令和 6 年 12 月 19 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当

と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、整地程度で造成工事は発生しないため支障はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は浄化槽を設置し側溝へ放流。雨水は隣接する側溝へ放流するという事でございます。

以上、受付番号 15 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 6 番 池上委員にお願いいたします。

(池上委員)

6 番の池上です。転用の申請理由は、個人住宅建築による売買による所有権移転です。申請地は、近年不耕作で雑草が生い茂っており、隣接する農地は不耕作で影響はないと思われるので、問題はないかと思えます。御審議の方をよろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員にご意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。説明の通り問題はないかと思われます。どうぞよろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局、農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 28 号 受付番号 15 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 28 号 受付番号 15 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。17 ページです。受付番号 16 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは 受付番号 16 番です。こちらも引き続き 5 条の申請内容になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、腹赤小学校の北側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 11 から 13 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、資材置場及び機

械置場のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第 2 種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 1 月 1 日より着工予定、令和 7 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場及び機械置場であるため適当であると判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては土砂碎石等の流出防止のため 70 c m のコンクリートブロックを設置するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事でございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透という事です。

以上、受付番号 16 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 3 番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

3 番の上野です。議案書は 17 ページをご覧ください。議案説明書は 11 ページになります。申請地は腹赤小学校の北側になります。転用申請理由は、資材置場及び機械置場用地としての売買による所有権の移転です。資材置場及び機械置場への転用で大規模な工事も必要なく周辺農地への影響はないと思われまますので、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続いて、担当推進委員の福本推進委員に意見を伺います。

(福本推進委員)

はい。推進委員の福本です。ただいま、説明がありましたとおり周辺農地への影響はないと思われまますので、問題はないと思われまます。審議のほど、よろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決いたします。議案第 28 号 受付番号 16 番について原案のとおり許可相当

とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 28 号 受付番号 16 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、19 ページです。「議案第 29 号 農用地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 29 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。こちらにも簡単に説明させていただきますとこちらは、認定農家と農業経営基盤強化促進法で手続きをして農地を借りたりする場合に、集積計画としてあがってまいります。表の見方はですね、この後徐々に慣れてくださいとしか言いようがありませんが、一応その計画の全ての長洲町のその今回の法律に基づく面積を出しております。その後に出てきますけれども、利用権の設定の状況、形態 賃借権であるとか使用貸借権とかいろいろ出てきますけれども、それが出て参ります。そちらを皆様にご審議していただく、認定農家等誰がどこの土地を借りるという様な内容になっております。よろしく願いいたします。

それでは、今回の申請につきましては、20 ページがまず総括表となります。2023 年の期間ごとの総括になります。21 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、22 ページ 賃借権が 16 件 29 筆 34,145 m²、23 ページ 期間借地権 2 件 2 筆 4,003 m²となっております。

以上、議案第 29 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、24 ページです。「議案第 30 号 非農地証明交付申請について」を議題と

いたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 30 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の 24 ページから 28 ページ、受付番号が 6 番から 9 番になります。これにつきましては、実際農地を農業委員会が所管していくわけでございますけど、その農地につきましては、林野化している農地であるとかもう復旧が困難な農地等を判断したものがございます。で、そちらに基づいて今回上がってきているものが、所有者の方に話をして、もう農地として取扱わないというようなものを今回議案として提出してあるものでございます。国が耕作放棄地を出来るだけ無くそうという話が出てるんですけども、なかなかもう解消が出来ないというような農地についてはこういった非農地とかをやりなさいというおふれが出てきているというようなことがありまして、今回その案件があがってきてるという事でございます。

それでは、説明をさせていただきます。申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりでございます。説明資料の 14 から 16 ページに現況写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林及び原野化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものでございます。土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議いただくものです。

以上、議案第 30 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

私からよかでしょうか？ここはですよ、2 年か 3 年前は、耕作しよらしたろ？通ったっちゃ、奥までは見らんもんね。

(事務局)

利用権は設定してなかったですもんね。

(中嶋会長)

他に質問はなかったでしょうか。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、29 ページです。「議案第 31 号 長洲町農業振興地域促進協議会補欠委員

の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 31 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会補欠委員の推薦について、推薦依頼がありましたので、協議会委員を 2 名推薦する必要があります。任期につきましては、前任者の残任期間となります。

この長洲町農業振興地域整備促進協議会は、町長の諮問に応じ、農業振興地域整備計画の策定及び変更、整備計画に基づく事業の実施に関することなど農業振興地域の整備に関することについて調査及び審議を行います。町の付属機関に該当しております。

今回、その委員になります農業委員の改選に伴いまして、協議会委員の欠員が生じることとなりますので、町部局の方から、推薦依頼がございました。2 名の推薦をする必要がありますので、皆さんでご審議いただき、推薦者の選出をお願いするものでございます。

簡単ですが、以上で議案第 31 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か意見、質問、推薦者の候補等はありませんでしょうか。

(上野委員)

はい。もう一度仕事の内容をよろしいでしょうか？

(吉田事務局長)

仕事の内容は今農業振興地域整備促進に関する法律がありますが、その中に定められております計画というのがあって、まずひとつは農業を長洲町の農地がこれだけあって、また農業振興地域というのを聞いたことがあると思いますが、それに基づきましてその設定をします。その中でさらに事務局の方から出た農用地区域、要は農業専属の土地いわゆる青地ですね。青地の設定もこの法律のこの計画のなかです。その農業の方向性であるとか長洲町の農地をどこを設定しますよというのがこの計画があるんですね。その計画の策定や変更の内容審議を行うのが、この委員さんになります。構成されているのが、農業委員さんとか他の農業関係者、認定農業者の中からも入っていただいていますし、学識経験者とかも入っていますけど、その委員さんの中で、農業委員会から何名出してくださいというところがありまして、農業委員さんが改選で変わりましたので、以前の濱北会長とかがなられてましたので、その欠員が生じたので、そこに農業委員さんから入っていただいて必要に応じて会議がございまして、その時に参加していただくという事です。今 変更がなければ年に 1 回程度の開催です。これは何をすると申しますと、たとえば申請があつて青地の部分の農地を除外したいと、要は転用許可がでたときはいきなりこの農業委員会にあがってくるんじゃなくてまずこの計画の中で青地の除外が必要かどうかというところを検討してこれはまた県の別の許可が要るんですけど、そこが外れるかどうかを合わせて挙がってくる、普通の農地転用よりハードルが高い案件になります。また、逆に今年度もあつたんですけど、青地に入れていくっていうのもこの計画の変更で行います。逆に青

地にすることによって国の補助事業等が活用できるし、農業の専用の農地としてやっていると、こういう計画があればこの委員会の中で審議して決定していくという様なかたちになります。

(中嶋会長)

誰か候補はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局から推薦の方がありましたら、お願いできますか。

(事務局)

それではですね。今現在 中嶋会長と宮本委員の方になっていただいているんですね。で、そのまま継続でしていただきますが、それで、地域性とかいろいろ考えたところで、六栄校区から石井委員の方に長洲・清里校区から坂井委員にお願いできればなあというふうに思っております。以上です。

(中嶋会長)

今、事務局の方から推薦がありました。私と宮本委員は現在入っておりますので、このまま継続と、他に 2 名追加で石井委員と坂井委員をとということでございますけれども、どうでしょうか。いいでしょうか。賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

全員賛成ですので、議案第 31 号は石井委員と坂井委員を推薦いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他のご意見、ご質問等はございますか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局の方から連絡等お願いします。

- 1 委員さんの名簿の確認と担当区域の確認について
- 2 活動日誌の記入の仕方について
- 3 全国農業新聞の購読について
- 4 委員の積み立て金について
- 5 新旧の懇親会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 5 年度第 8 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いた

します。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 30 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印